

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- a. 下請取引の適正化と適正な受注活動の徹底により、取引の適正化を実行すると共に、協力会社と連携して、普及啓発と人材育成の支援に努める。
- b. サプライチェーン全体の情報を共有しながら、更なる可視化に努め効率化を図る。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

③下請代金の支払い条件

下請代金の現金払と手形払の併用にあっては、現金比率を高めると共に、労務費相当分は全額現金払を徹底します。手形支払については、支払いサイトを60日以内とし、更に行政より依頼及び通達があった場合には、それに応じて支払い条件等を見直します。

④知的財産・ノウハウ

片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

地域社会と共に存共栄のため、災害発生時には協力会社と連携し、災害の復旧にあたれるよう取り組みます。また、それを実現するために協力会社と良好な信頼関係と適正な取引を維持し、品質確保と競争力強化に取り組みます。

2021年10月8日

中田建設株式会社

代表取締役社長 中田潤